

広川町農業委員会

第30回総会議事録

令和8年1月9日

# 広川町農業委員会第 30 回総会議事録

令和 8 年 1 月 9 日広川町農業委員会第 30 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 使用貸借権を設定した農地の返還通知
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 非農地証明に関する件
- 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	6	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中 村 和 浩	8	船 越 誠 治
2	萩 尾 喜久夫	9	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	1 0	野 田 光 浩
4	馬 場 啓 介	1 1	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	欠	古 賀 貴美夫

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1 5	田 中 健 一	2 2	弓 削 和 幸
1 6	姫 野 剛	2 3	末 安 富士子
1 7	重 松 嘉 治	2 4	野 田 隆 文
1 8	小 林 栄 一	2 5	山 下 淳
1 9	山 下 憲 繁	2 6	渡 邊 和 宏
2 0	馬 場 健 作	2 7	古 賀 優
2 1	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 山下 誠紀 農業委員会係長 川村 亮二 農政係長 砥上 俊弘 書記 梶原 脩慈

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 2 件、議案第 1 号 5 件、議案第 2 号 2 件、議案第 3 号 2 件、議案第 4 号 2 件です。慎重なる審議のほどをよろしく願います。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられて願います。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、3 番 丸山敬二郎農業委員、8 番 船越誠治を指名し審議に移ります。報告事項 利用権の合意解約について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 順位 2 大字水原 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 3 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 順位 4 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 5 大字吉常 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 6 大字吉常 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 7 大字長延 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 8 大字六田 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 9 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 10 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 11 大字新代 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 12 大字日吉 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 13 大字日吉 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 14 大字日吉 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 15 大字日吉 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 16 大字太田 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。順位 17 大字藤田 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：合意解約。

議長 事務局の説明が終わりましたので報告事項 1 について質問意見等ありましたら願います。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 順位 12 番、13 番、15 番の案件については次の耕作者については現在調整中です。

10 番 野田光浩 農業委員 ほかに耕作者が決まっているところはどちらになりますか。

事務局 吉常地区については耕作者が決まりつつあると報告を受けています。それ以外はまだ未定となっています。

15 番 田中健一 推進委員 耕作者については元々、逆瀬谷の出身の方になります。高齢となり片付けができるうちに辞められると伺っています。

事務局 耕作されていた面積も大きいため、耕作者が見つからない場合は委員さんにもご協力をお願いします。

議長 続きまして報告事項 2 使用貸借を設定した農地の返還通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字一條 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由：農地の所有権移転のため

議長 事務局の説明が終わりましたので報告事項 2 について質問意見等ありましたら願います。

質問意見なし

議長 続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位1大字新代 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23番 末安富士子 推進委員 農地を取得して果樹や野菜を作付けされるということです。申請地は勾配がついているため敷地からの雨水や泥が道路に流れ出さないように対策をしてもらうように言っています。道路際部分については町の所有になっているため町と協議していただくように言っています。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりました。今回は新規での就農であり、農地の取得面積も大きいので申請人を総会に招集しています。入室願います。

(入室)

申請人 ■■■■

申請代理人 ■■■■

申請人より営農計画について説明

議長 申請人からの説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

3番 丸山敬二郎 農業委員 申請人の年齢はいくつですか。

申請人 61歳になります。

3番 丸山敬二郎 農業委員 計画図の黄色で着色している部分はどのようにされるのですか。

申請人 黄色い部分については町の道路用地となっているため張りコンクリートなどの施工はできないため砂利敷きにします。青い部分はコンクリートブロックを施行する計画です。

10番 野田光浩 農業委員 申請地は傾斜があるということですが、敷地とブロックの間には側溝などを設けられるのですか。

申請人 側溝などは設けず高さ50cm程度のブロックを1段設置します。

19番 山下憲繁 推進委員 ハウスなどを建てられる計画はありますか。

申請人 ハウスを建てる計画は考えていません。隣接に病院があり、反射光で苦情などが考えられるためです。

4番 馬場啓介 農業委員 申請地は結構傾斜があるように見えますが、どのような造成をされるのですか。

申請人 西側のあまり傾斜の無い部分を20cmほど造成し野菜を作付けする計画です。東側の傾斜のある部分については現状のまま使用する計画です。

5番 渡邊和江 農業委員 道路と農地との間に側溝を設ける計画はないのですか。

申請人 敷地の西側に1m四方の溜め枡を造り、道路側溝へ排水する計画です。

5番 渡邊和江 農業委員 敷地の雨水はその溜め枡に集まると思いますが、容量は問題は無いのでしょうか。

申請人 雨の降り方にもよりますが現状どのくらい水が入って来るかは判りません。

事務局 現状も畑地であるため、ある程度は地下浸透すると考えられます。

8番 船越誠治 農業委員 現在は耕作されおらず草が生えているため表土が流れ出ることがありませんが、農地造成を行なった後についてはある程度土砂が流れることが考えられます。溜め枡を設けられるようですがそれに対応できる容量であるかは判りません。表土が流れ出ないような対策と被害が出た際の対応をしてもらいたい。

10番 野田光浩 農業委員 下流への排水の流れについてはどのようになりますか。

8番 船越誠治 農業委員 水の流れとしては国道3号線の下をくぐって高速IC辺りに流れていく形になります。下流域の水利関係の同意は得てあります。

事務局 土砂流失に対する被害防除と流失した際の対応をお願いします。

5番 渡邊和江 農業委員 果樹を作付けされるということですが収穫できるまでには3年程度かかると思います。営農については一人でされるのでしょうか。

申請人 営農についてはまずは家族にも協力してもらい、先々は親族にも協力してもらおう予定です。

議長 他に質問はありませんでしょうか。無いようですので質疑をこれで終わります。

(申請人・代理人 退室)

議長 申請人からの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 野田光浩 農業委員 現在はどのような職業をされているのですか。

事務局 元は町内にありましたリサイクル業をされていたとのことですが事業自体を売却されて今後は農業をされるということで伺っています。

10番 野田光浩 農業委員 説明では耕作目的で農地を取得される説明でしたが、もしそれ以外の用途で利用されるとなった場合、何らかの指導はできるのでしょうか。

事務局 現在は農地となっているため違う用途で使うようであれば転用の許可を取ってもらう必要があります。そのような場合は農地法を含め他法令でも規制が在りますので適正に利用されているか見ていく必要もあります。

8番 船越誠治 農業委員 以前も農地として取得して別の用途で使用していた事例がありましたので、申請人に対してもそのようなことがくれぐれも無いように釘を刺しています。

議長 他に質問意見もないようですので順位1について賛成される方の挙手を求めます。

委員 挙手多数

議長 賛成多数で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字太田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸 推進委員 譲受人の住居の近くの農地であり、取得後も茶畑として利用されるとのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 番、4 番については関連がありますので一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：贈与。順位 4 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：贈与。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 譲受人は娘さんになります。親族間の贈与ということで姉弟間では譲受人の方が取得することが一番最良だと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 および順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 今現在の農地の管理はどうされていたのですか。

26 番 渡邊和宏 推進委員 農地については貸付けをされていました。譲受人についても苺の専業農家であり、取得後も管理をしていくとのこと。

議長 他に質問もないようですので順位 3 および順位 4 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 5 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 5 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ (持分 1/2) ■■ ■■ (持分 1/2) 申請理由：売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 お茶の専業農家である譲受人が説明に来られました。現地は昔

から荒廃しており現在、譲受人が竹などを伐採されています。荒廃したまま放置しておくよりも取得して管理した方が良いとのことですのでよろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 申請地の周りは譲受人が耕作されているのですか。

26 番 渡邊和宏 推進委員 隣接の農地を耕作されています。

議長 他に質問もないようですので順位 5 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字日吉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：店舗駐車場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 申請地の間に水路が通っており、水路はため池の水が流れる水路となっているため残しておく必要があります、現状は触らないということです。店舗については筑後市で中華料理をされていた方が営業されるとのことです。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

10 番 野田光浩 農業委員 水路についてはどのような流れになっていますか。

事務局 現地調査で確認したところ水路は県道の下を通過して西側に流れています。水路については地元との協議により蓋掛け等はせずに現状のままにされるとのことです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字新代 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：一般住宅

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 事務局の説明があった通りですが、申請地西側に水路があるのですが、草で覆われていたので管理していただくようお願いしました。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見

等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 申請人：■■ ■■ 申請理由：荒廃して耕作できないため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

15 番 田中健一 推進委員 周辺も山林化しており耕作が難しい状況です。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

1 番 中村和浩 農業委員 申請地は谷間で日当たりも悪く排水も悪いため農地としては適さない土地となっています。

10 番 野田光浩 農業委員 以前は梨畑として整備された地区になると思いますが、申請地はその区域に含まれているのですか。また農業振興地域に位置付けられていますか。

事務局 整備が行なわれた地区外になります。農業振興地域としても集団性がないため農用地とはなっていません。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字広川 申請人：■■ ■■ 申請理由：現況が山林化しているため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

25 番 山下淳 推進委員 申請地は谷間となっており排水なども悪い状況です。以前産廃が入れられて埋め立てられているとのこと。農地として利用は難しい土地となっています。よろしくご審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律による広川町農用地利用集積等促進計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 2 件

議 長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見もないようですので採決に移ります。承認される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。異議がなかった旨町長へ報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ